

島根県飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業実施要領

制定 令和8年4月1日

(通則)

第1条 この実施要領は、島根県飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する島根県飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業（以下「本事業」という。）を、適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施要領における用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 飲食・商業・サービス業等 日本標準産業分類における次に掲げる業種以外の業種をいう。
 - ア 大分類A（農業、林業）
 - イ 大分類B（漁業）
 - ウ 大分類E（製造業）
 - エ 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類803（競輪・競馬等の競争場、競技団）、細分類8094（芸ぎ業、置屋、検番）及び細分類8096（娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）
 - オ 大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類93（政治・経済・文化団体）及び中分類94（宗教）
- (2) 実施機関 県からの補助を受けて、本事業の公募、申請受付・問い合わせ対応、書類審査、書類発送等の事務処理（以下「事務局業務」という。）を行う県連合会をいう。
- (3) 支援機関 本事業に取り組もうとする中小企業者を支援する商工会、商工会議所、県中央会及び財団をいう。

(本事業の構成)

第3条 本事業は、補助金交付事業及び管理事業並びに支援事業の構成とする。

- 2 県は、補助事業に要する経費について、本事業の実施に要する補助金の範囲内において補助金を交付する。
- 3 管理事業の対象業務は、補助金交付事業を円滑かつ適正に実施するために必要な事務局業務とする。
- 4 支援事業の対象業務は、補助事業を実施しようとする者からの交付申請書の受付、補助事業調査書・支援計画書の作成及び実施機関への提出並びに補助事業を実施した者からの実績報告書の受付及び実施機関への提出とする。

(補助金交付事業の対象者)

第4条 補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等とする。

【一般枠】

次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等

- (1) 飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者であること。
- (2) 次に掲げるみなし大企業でないこと。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (3) 原油価格・物価高騰、人件費上昇等の影響を受けていること。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 令和8年4月以降に飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う中小企業者等でないこと。また、これらの営業の一部を受託する中小企業者等でないこと。
- (7) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う中小企業者等でないこと。
- (8) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

【特別枠】

一般枠の要件に加え、次に掲げる要件を満たす中小企業者等。

- (1) 直近決算期において、三菱マヒンドラ農機（株）、リョーノーファクトリー（株）と取引（直接取引のほか、間接取引も含む）があり、売上全体の5%以上を占めていること。

（補助金交付事業の要件）

第5条 補助事業は、次に掲げるすべての要件を満たす事業であること。

【共通】

次に掲げる全ての要件を満たす事業。

- (1) 自社にとって新たな取組（新商品、新サービス、新技術開発等）のための設備投資であること。
- (2) 3年以内に、当該投資による年間の売上が投資額以上となる計画であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する制風俗関連特殊営業を行う事業でないこと。
- (4) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
- (5) 支援機関による支援体制が整っていること。

【一般枠】

共通要件を満たし、次に掲げる要件を満たす事業。

- (1) 補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと

【特別枠】

共通要件を満たし、次に掲げる要件を満たす事業。

- (1) 補助事業が、県の他の補助金等を活用する事業ではないこと。

（補助金交付事業の補助対象経費及び補助率等）

第6条 補助金交付事業の補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

- 2 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 実施機関及び支援機関は、補助事業の実施にあたっては、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めるよう補助事業者に働きかけること。

（補助事業の採択基準）

第7条 補助事業は、以下に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 自社にとって新たな取組であると認められること。
- (2) 設備投資と売上増加の因果関係が認められ、かつ3年以内に投資額と同額以上の年間売上が見込めること。
- (3) 補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- (4) 補助事業の実施に当たり、経営・生産体制が整っていること。
- (5) 支援機関の経営指導員等による、計画作成、事業実施のフォロー、指導など間接補助事業への支援体制が整っていること。
- (6) 補助事業の実施に当たり、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。

（補助金交付先の決定に関する手続き）

第8条 各事業年度における補助事業は県が決定し、実施機関は県の指示を受け、次条の規定により、次の各号の手続きを行うものとする。

- (1) 補助金を受けようとする者は、申請書に県が定める書類を添え、支援機関に対してその定める日までに提出すること。
- (2) 支援機関は、提出された事業が適当と認められる場合は、補助事業調査書・支援計画書を添えて実施機関へ提出すること。
- (3) 実施機関は、提案された事業の資格審査を行い、適当と認められたときは、県に提出し審査を求めること。
- (4) 県は、提案された事業の内容を審査し、交付すべきものと認めたときは交付を決定の上、実施機関へ補助金交付決定通知書を送付すること。
- (5) 実施機関は、県から送付された補助金交付決定通知書を、速やかに当該補助事業者に対して送付すること。

(補助金の交付に関する手続き)

第9条 補助金の交付に関する手続きは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交付申請
 - ① 補助事業の目的及び内容、同事業に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に県が定める書類を添え、支援機関に対してその定める日までに提出すること。
 - ② 支援機関は、申請書類の提出があったときは、申請内容が適当であると認められる場合には、補助事業調査書・支援計画書を作成し、申請書類と併せて実施機関へ提出すること。
 - ③ 実施機関は、補助金の交付申請があったときは、当該申請書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等事前調査すること。
- (2) 交付決定
実施機関は、事前調査を行った申請書類等を県へ提出し、県において補助金の交付決定が行われ、実施機関へ補助金交付決定通知書を送付された場合、速やかに補助事業者に対して交付決定通知書を送付すること。
- (3) 補助金の交付の条件
県は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると判断したときは、補助事業者に対して要綱第21条に定める条件を付すること。
- (4) 申請の取下げ
補助事業者は、第2号の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、県の定める期日までに申請の取下げができること。
- (5) 補助事業の遂行
補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

(6) 遂行状況の報告

補助事業者は、県に対して補助事業の遂行状況を報告すること。

(7) 実績報告

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業の成果を記載した実績報告書に県が定める書類を添え、支援機関に対してその定める日までに提出すること。
- ② 支援機関は、実績報告書の提出があったときは、報告内容が適当であると認められる場合には、実施機関へ提出すること。
- ③ 実施機関は、補助金の実績報告があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等事前調査すること。

(8) 補助金の額の確定

県は、前号による実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査すること。

実施機関は、県において実績報告が交付事業に適合し額を確定すべきものと認められ、補助金の額の確定を通知されたときは、速やかに補助事業者に対して額の確定通知書を送付すること。

(9) 補助金の支払

様式第8号による交付すべき補助金の額を確定したのち、県は補助金を補助事業者に対して速やかに交付すること。

(10) 交付決定の取消

県は、補助事業者が、補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取消することができること。

(11) 補助金の返還

県は、前項により交付決定が取消された場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずること。

(12) 加算金

県は、前項により補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、補助金の額に、県が定める割合を乗じて計算した加算金を補助金の返還を命じた者から徴収することができること。

(13) 延滞金

県は、第9条第13項により補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命じ、補助金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、県が定める割合を乗じて計算した延滞金を補助金の返還を命じた者から徴収することができること。

(14) 財産処分の制限

補助事業者は、県が定める期間内に、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の実施機関が定める財産（以下「取得財産」という。）を補助金交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、実施機関に届出、県の承認を受けなければならないこと。

(15) 立入検査等

県は、補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告させ、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(16) 補助事業の経理

補助事業者は、補助事業に係る経理について、収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を県が指示する日まで保存すること。

(17) 事業化状況報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 3 年間、県に対して、その定める日までに事業化状況を報告すること。

(18) 県は、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な第 1 号から第 17 号までに定める事項以外の事項を定めることができる。

(その他雑則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日に適用する。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
一般枠	設備導入費、設備に関連する備品費、施設改修費	1/2（新型コロナウイルス感染症関連融資※1を利用している場合は2/3） [補助上限額] 4,000千円 [補助下限額] 400千円 ※1 新型コロナウイルス感染症関連融資の利用については、申請時点の都道府県制度融資又は政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症（借り換え資金を含む）に係る借入残高による。	令和9年2月1日
特別枠	設備導入費、設備に関連する備品費、施設改修費	3/4 [補助上限額] 6,000千円 ※2 [補助下限額] 400千円 ※2 ただし、国補助事業の採択を受けている場合は、総事業費に対する国庫補助金と本補助金の合計補助率は3/4以内とする。	令和9年2月1日